

非営利組織論からみた協同組合

橋 本 理

I はじめに

II 非営利組織論と協同組合

1. 米国の非営利組織理論と協同組合
2. 「社会的経済」論の影響
3. 「市民」的非営利組織と協同組合
4. 協同組合の営利性

III おわりに

I はじめに

今日、協同組合がどのような意義を有しているかについては、国際協同組合同盟（International Co-operative Alliance : ICA）の大会における協同組合の基本的価値をめぐる議論に集約されているということができる。特に、1980年のICAモスクワ大会におけるレイドロー報告『西暦2000年における協同組合』以降、協同組合の現代における意義について様々な議論がなされてきた。1992年のICA東京大会ではベーク報告『変化する世界における協同組合の基本的価値』が採択され、1995年のICA100周年を記念したマンチェスター大会においては従来の協同組合原則が改訂されて、新たに「定義」「価値」「原則」からなる「協同組合のアイデンティティに関する声明」が採択された。それでは、「声明」およびそれをめぐる議論から協同組合の現代的意義をどのように理解すればよいのだろうか。原則改訂に関する論議¹⁾を検証することがここでの目的ではないので詳しく触れるとはしないが、少なくとも協同組合の現代的意義を理解するうえでは、次の二つのことを見出すことができよう。すなわち、社会情勢の変化に伴って新たな協同組合の役割が生じているということと、

従来から重要とされてきた協同組合の役割が未だその意義を失っていないということである。まず、新たな役割についていえば、例えば近年協同組合が多様な事業分野において発展していることや²⁾、新原則に「自治と自立」および「コミュニティへの関心」の二つの項目が新たに追加されたことがあげられる。具体的には、例えば新たな事業分野で活動する協同組合として、福祉に従事する協同組合を見出すことができるが³⁾、その活動は自立した市民によって行われている点に特徴がある。そして、その活動の多くは、地域に根ざした活動であったり、コミュニティと密接な関わりがあったりする。このような特徴をまとめれば、現代の協同組合は市民性の側面を有するようになってきたといえるだろう。統いて、従来から継承される協同組合の役割の重要性についていえば、従来の原則と同様に新原則においても「組合員による民主的管理」の項目があげられていることが注目される。組合員が一人一票の議決権を持っているという点に代表されるように、協同組合は組合員による民主的管理が行われる組織である。現代の協同組合においても、民主性の側面は重要な特徴であるといえる。以上のことを鑑みると、現代の協同組合は、一方では社会情勢の変化とともに市民性の側面が必要とされており、他方では依然として民主性の側面がその重要性を失っておらず、市民性および民主性の両側面を發揮することが強く求められているといえるのである⁴⁾。

さて、本稿においては、以上に述べたような現代的意義を有した協同組合と非営利組織（Non-Profit Organization：NPO）⁵⁾を結びつけることができるかどうかについて検討していくことにする。協同組合研究においては、近年とみに注目を集めだした非営利組織への期待は大きく、協同組合と非営利組織を結びつける試みがなされるようになってきた。そのような試みは、協同組合と近年活動を活発化している非営利組織との接点を見出すことによって、今後の協同組合や非営利組織のあり方をより明確にすることができるのではないか、という考えに端を発していることができる。ところが、この協同組合と非営利組織を結びつける試みは、非営利組織とは何かということが明確にされないままに行われてきているという問題を抱えている。このような問題が生じ

ているのは、そもそも非営利組織という言葉自体が積極的にある組織をさし示すような言葉ではなく曖昧な概念のまま使用されており、また各論者が非営利組織の定義を明確にしないまま様々な観点から非営利組織を取り上げているという状況があるからである。したがって、協同組合と非営利組織との関係について考えるうえでも、非営利組織とは何か、またその意義はどこにあるのか、という点を明確にする必要があるということになる。そこで、本稿においては、現代社会において非営利組織が重要視される現状に基づいて非営利組織を規定しながら、協同組合を非営利組織として位置づけられるかどうかを検討していくこととする。つまり、本稿では、今日の非営利組織の意義と協同組合の現代的意義を接合することが可能かどうかを、既存の理論を整理し検討することによって明らかにすることを試みる。

ところで、以上の作業においては、協同組合の理解が重要であることはいうまでもない。本稿では非営利組織と関わる点に限定されるが、協同組合の性質に関する議論も吟味することになる。協同組合は非営利組織との関係という観点から検討されることによって、その意義をさらに豊富なものとすることができるであろう。なお、本稿においては、協同組合と非営利組織の関係を探るうえで、基本的に日本における理論に限定して検討していくこととする。このことは、国によって協同組合や非営利組織のあり方が異なり、日本の非営利組織理論は日本の状況に依拠すべきであるということに基づいている。ただし、米国の非営利組織理論は日本の理論に大きな影響を与えていたと考えられるため、本稿においてはまず米国の理論の意義と問題点を示し、その後、日本の非営利組織理論の中から協同組合と非営利組織の関係を論じているものに検討を加えていくこととする。

II 非営利組織論と協同組合

1. 米国の非営利組織理論と協同組合

米国における非営利組織理論においては、協同組合を非営利組織とみなさな

いのが一般的である。そこで、まず最初に、米国の非営利組織理論の中で、協同組合を非営利組織とみなしていない理論の検討をすることにしよう。なぜ、協同組合は非営利組織として扱われないのであろうか。その理由は、非営利組織の「非営利」概念をどのように把握するかに関わってくるといえる。例えば、米国において非営利組織理論を展開している論者のひとりハンスマン (Hansmann, H.) は、非営利組織の「非営利」概念を利益非分配制約 (non-distribution constraint) として分析を進めており、この基準をもとに協同組合を非営利組織から除外する。すなわち、協同組合は、会員に純利益を分配する権限が与えられており、利益非分配制約の条件にあてはまらないことから非営利組織分析の対象とされないのである [Hansmann (1987) p. 28]。また、特に消費者協同組合の存在根拠は、独占に対応するものとして説明されており、非営利組織とみなすことはできないとされる。具体的にいえば、消費者協同組合は、標準化商品の販売のために存在するのであり、非営利組織の存在根拠となる契約の失敗 (contract failure) に対応するものではないことから、非営利組織とはみなすことができないとされるのである⁶⁾。契約の失敗とは、情報の非対称性が存在する場合に機会主義的行動がとられることを意味する⁷⁾。ハンスマンによれば、非営利組織であるかどうかの基準は、契約の失敗に対応するものとして組織されたかどうかということになるのである。そして、この契約の失敗を回避するための策として利益非分配制約が重要視されているのである。つまり、協同組合という組織形態は、利益を配当として分配するため利益非分配制約にあてはまらないことになるので非営利組織とみなされず、例外的に契約の失敗の回避として組織された場合にのみ、非営利組織とみなされるのである。

また、国際比較を行うために非営利セクター⁸⁾の定義を行っているジョンズ・ホプキンス・グループのサラモン (Salamon, L. M.) とアンハイマー (Anheier, H. K.) も、協同組合を非営利組織として扱っていない。サラモンとアンハイマーは、ハンスマンの考え方を発展させて非営利組織の存在を五つの要件から説明している。その中には利益非分配 (non-profit-distributing) であると

いう要件があり、利益を配当として分配する協同組合は非営利組織とみなされないのである⁹⁾。このジョンズ・ホプキンス・グループによる非営利セクターの定義は、日本の多くの論者によって受け入れられており、日本の非営利組織理論に大きな影響を与えているということができる¹⁰⁾。したがって、以上の理論が、日本の非営利組織の現状に即しているかどうかの検討を行うことは重要である。

ところで、米国においては、以上の理論とは異なる角度から協同組合と非営利組織の関係を説明しようとする試みもあり、その論者のひとりベンナー(Ben-Ner, A.)の理論によると、協同組合と非営利組織は同様の特徴を有したものということができる。ここではまず、そのベンナーの理論の理解に役立つといえるベンナーとヴァンホーミセン(Van Hoomissen, T.)の理論をみていくことにしよう。利害関係から非営利組織の存在を説明しているベンナーとヴァンホーミセンの理論によると、非営利組織は、市場の失敗や政府の失敗が原因で適切に財が供給されない場合において、これらの失敗を正すものとして説明される。そして、非営利組織の活動は、非営利組織の企業家や経営者の善意によってではなく、消費者や寄贈者などの需要側の利害関係者のコントロールによって行われるものとされる。すなわち、非営利組織は、需要側の利害関係者による手段とみなされるのである。なお、ここでいう需要とは、たとえ利他的なものであっても、支払う意志と能力のすべてをさしている。このことは慈善財の場合を考えるとわかりやすい。慈善財とは、直接、支払人が便益を得るのではなく、第三者が便益を得るような財をいう。つまり、自分ではなく他人が便益を得る財に対してであっても、支払う意志と能力があれば需要とされるのである。この慈善財は、公共財と同じく非排除性と非競合性のある便益をもたらす。このような財では、市場の失敗が生じ、それを補う政府による供給も失敗する場合、満たされない需要が生じてしまう。ベンナーとヴァンホーミセンによると、この満たされない需要を満たすために、自らが供給を担うために形成されるのが非営利組織なのである [Ben-Ner and Van Hoomissen (1993) pp. 29-31]。

さて、このような利害関係の観点から、協同組合と非営利組織の存在について述べているのが、ベンナーによる消費者コントロールの理論である¹¹⁾。ベンナーは、消費者と企業との間の関係に焦点をあてている。なぜなら、消費者と企業は異なる目的を追求するので両者の間に潜在的な対立が存在するからである。この二つの集団が統合されると、対抗関係は取り除かれ、全ての利益が内部化される。統合の際に、企業はイニシアチブを取ることも消費者を統合することもできないので、統合は消費者によってのみ達成される。統合された組織は、消費者協同組合であり、利潤ゼロの制約を条件とする場合に非営利組織と呼ばれる。つまり、企業への直接のコントロールが、市場を通じてのコントロールと比較して、消費者の厚生を高めるとき、非営利組織は設立されるというのである。特に、営利企業が消費者よりも製品の品質などの情報を多く持っている場合には、消費者は市場を通じてのコントロールを行うことが難しい。ベンナーは、このような情報問題が存在する場合に、非営利組織が形成されるというのである [Ben-Ner (1986) pp. 94–95]。このように、ベンナーの理論は、協同組合と非営利組織が同様の特徴を持つものとして扱われている点に特徴があるということができる¹²⁾。

以上にみてきたように、米国の非営利組織理論では、協同組合を非営利組織とみなさないものが主流であるが、他方において協同組合を非営利組織と同様の特徴を有しているとみなす理論も見出すことができる。では、これらの理論にはどのような問題があるだろうか。まず、ハンスマンやサラモンとアンハイマーの理論については、日本の非営利組織理論の多くが影響を受けているにもかかわらず、何よりもその理論が米国の状況に即したものであるということに注意しなければならない¹³⁾。したがって、日本の非営利組織を取り巻く現状を考慮したうえで、米国の理論が日本の状況にあてはまるかどうかを検討すべきである。少なくとも、単純に米国の理論に依拠して協同組合を非営利組織から除外してしまうことは望ましくないといえるであろう。他方、ベンナーの理論は、協同組合と非営利組織が同様の特徴を有しているとする点に特色がある。だが、協同組合および非営利組織の存在を説明するうえで、ベンナーの理論が

ハンスマンの理論と同様の特徴を有している点には留意が必要である。なぜなら、ハンスマンは、情報の非対称性などがある場合に生じる契約の失敗を非営利組織の存在根拠にあげているが、ベンナーの理論においても、非営利組織の存在は、非対称情報など情報問題に起因するものと説明されているからである。このようにここで取り上げた米国における非営利組織理論は、いずれも、情報問題から非営利組織の存在を説明するという共通性があり、ここにこれらの理論の最大の問題があるといえる。もちろん、情報問題は非営利組織が形成される契機のひとつであるということはできる。しかし、問題とされるべきことは、なぜ協同組合および非営利組織が情報問題を回避できるのかということにあるのではなかろうか。いいかえれば、情報問題を回避できる信頼を得ることが可能なのは協同組合や非営利組織の特徴に根ざしているものであるといえるが、その特徴とは一体どのようなものであるか、ということをこそ問題とすべきなのである。そして、このような点を考慮するうえでは、協同組合および非営利組織が有する民主性や市民性の側面に着目していくことが必要であるといえる。協同組合の民主性や市民性の側面は、先述のとおり協同組合の現代的意義を実現するうえでの重要な特徴である。また、非営利組織に関しては、その意義が説明される際に、市民性の特徴を有していることがしばしば強調される¹⁴⁾。つまり、このような両者の特徴こそが、情報問題を回避できる信頼をもたらしているといえるのである。ベンナーは、協同組合や非営利組織が情報問題を回避できる理由として、協同組合や非営利組織が利害関係を内部化できる点をあげているが、利害関係を内部化できる理由自体も、協同組合や非営利組織が民主性や市民性を体現しようとするシステムであるということから説明できるであろう。このような協同組合および非営利組織が有する民主性や市民性の側面を考慮した理論は、次項以降で取り上げていくことにする。ところで、ベンナーの理論は、民主性を体現するあり方のひとつとして利害関係の内部化を提起していると理解すれば、その理論は興味深い論点を有しているといえるであろう。なぜなら、利害関係について論ずることは、協同組合や非営利組織などの諸組織の意思決定過程に誰がどのような形で参加すべきであるかという問題と関わっ

てくるからである。この観点は、近年のコーポレート・ガバナンス論やステークホルダー論とも密接な関わりを有しており、さらなる分析が必要である。そして、このような点で議論を深めることによって、今後の協同組合や非営利組織のあるべき姿を明らかにすることができるであろう。

2. 「社会的経済」論の影響

米国の理論では重視されていない協同組合の民主性の側面に着目して、協同組合と非営利組織の関係を論じているものの多くは、社会的経済 (*économie sociale*) の議論に依拠しているということができる。社会的経済の代表的な定義は、ドゥフルニ (Defourny, J.) によって紹介されているベルギーのワロン地域社会的経済協議会によるもので、その内容は以下のとおりである。「社会的経済とは、主として協同組合、共済組合、アソシエーションといった企業によって遂行された経済活動から成るものであり、その倫理は次のように示される。(1) 利潤目的よりも、構成員またはその集団へのサービスを究極目的とする。(2) 経営管理の自治。(3) 民主的経済の手続き。(4) 収入の配分における、資本に対する人間と労働の優位」¹⁵⁾。また、富沢賢治によれば、簡潔に「非営利目的の経済事業体によって担われる経済のことである」〔富沢（1992）50頁〕と定義されている。そもそも社会的経済という概念は、19世紀のフランスを起源とするが、近年においては、EU が非営利部門を社会的経済として位置づけ、その発展を政策課題としており、今日の社会状況においても重要な位置を占める概念であるということができる¹⁶⁾。

さて、この社会的経済の議論を紹介したうえで、協同組合を非営利組織のひとつと位置づけている代表的な論者のひとりとして川口清史がいる。川口は、協同組合を非営利セクターの一部とみなすうえで、まず非営利セクターの定義に関して述べているが、そこでは、ジョンズ・ホプキンス・グループによる非営利セクターの定義と社会的経済の定義が紹介されている。川口は、この二つの定義について「内容的に大きな差があるとは思えない」と述べて、「問題は、利潤最大化の行動も国家の権力も用いずに、いかに社会的経済的ニーズを満た

すかであり、そこに、自発性や参加、民主主義が共通して浮かび上がってくるのである」[川口（1994）73頁]としている。続いて、川口は、協同組合の特徴を説明しているが、そこでは、ICAの協同組合原則や最近の協同組合の現状を踏まえたうえで、「人々のニーズに応える経済活動」「参加型民主主義」「人々の能力の発揚」「社会的責任」「国内的国際的な協同」の五つの項目からなっているICA東京大会で決議された協同組合の基本的価値を根拠に、協同組合の特徴は「利潤追求型企業の行動に向かう方向でないことは疑いなく確かである」[川口（1994）76頁]とするのである。

このように川口は、一方で非営利セクターの定義については、ジョンズ・ホプキンス・グループの定義と社会的経済の定義の双方を紹介したうえで、その共通点を自発性や参加、民主主義に求めており、他方でICAの原則や決議を根拠にして協同組合を利潤追求型企業の行動に向かわないと位置づけるのである。そして、結論として、川口は、日本の生協を例にあげて、協同組合を非営利セクターとして位置づけるべく、次のように述べるのである。「日本の生協の経験は協同組合原則に忠実に従い、協同組合の基本的価値を具体化したものとみることができる。それは、協同組合が理論的にはもちろん、実践的にも非営利セクターとして位置づけることを意味している。日本の生協のもっとも重要な教訓は、日本の生協が協同組合原則に忠実であったからこそ、事業的にも、社会運動としても発展できたという点である。協同組合を非営利セクターとして位置づけるということは、協同組合を改めてその原則、その基本的価値に即して発展させるということを意味するし、その方向にしか展望は開けないと考えられる。そして、非営利セクター全体としても、協同組合を含めてはじめて意味のある社会的位置を、少なくとも日本では、獲得しえるであろう」[川口（1994）78-79頁]。

このように、川口は協同組合を非営利組織のひとつとして位置づけている。そして、協同組合と非営利組織の双方の特徴として、民主性の側面を見出している。このことは、協同組合の現代的意義と今日の非営利組織の意義を結びつけることに成功している点で、非常に意義があるということができる。先にみ

た米国の非営利組織理論は、協同組合や非営利組織の民主性の側面に触れておらず、両者の意義を的確に示しているとはいえたかった。一方、社会的経済の議論を用いて非営利組織を協同組合と結びつけて論じれば、現代社会において非営利組織が重要視される現状に沿って、非営利組織を理解することが可能になるのである。

この川口の理論は、社会的経済の議論を用いて協同組合と非営利組織を結びつけた先駆ということができるのだが、一方で協同組合および非営利組織の位置づけに関してさらに検討すべき点も残されている。それは第一に、ジョンズ・ホプキンス・グループによる非営利組織理論の理解に関わっている。先にも引用したが、川口は、非営利セクターを定義する際に、ジョンズ・ホプキンス・グループの研究と社会的経済を紹介したうえで、「この定義は表現こそ違え、内容的に大きな差があるとは思えない。問題は、利潤最大化の行動も国家の権力も用いずに、いかに社会的経済的ニーズを満たすかであり、そこに、自発性や参加、民主主義が共通して浮かび上がってくるのである」〔川口（1994）73頁〕と述べている。しかし、先述したとおり、ジョンズ・ホプキンス・グループでは、利益非分配にあてはまらないことから原則として協同組合を非営利組織とみなしていない。つまり、ジョンズ・ホプキンス・グループでは非営利組織の「非営利」の理解を利益非分配においており、協同組合を非営利組織とみなしていないのである。したがって、ジョンズ・ホプキンス・グループによる非営利組織理論と協同組合を中心とした社会的経済の議論を単純に同一視することはできないであろう¹⁷⁾。第二は、協同組合を非営利組織と位置づけるうえで、協同組合の利益追求の側面をどのように理解するかが不明確であるということである。協同組合は、株式会社に代表される営利企業とは異なって、利益追求を第一義的な目的としているのではない。しかし、協同組合は常に「運動と事業の統一」を目指さなければならず、事業面をないがしろにすることはできない¹⁸⁾。協同組合事業を継続するためには利益をあげる必要があり、協同組合において利益追求（事業）と参加・民主主義などの理念（運動）は不可分である。このような事業体の側面を有した協同組合を非営利組織として位置づ

けられるのであろうか。非営利組織を単純に「営利でない」組織とした場合、協同組合は事業遂行のために利益を追求せざるをえないことから非営利組織とみなせない。また、米国の非営利組織理論においては、非営利組織の「非営利」概念が利益非分配から説明されており、協同組合は配当を出す場合があることから非営利組織とみなすことができないとされている。つまり、協同組合を非営利組織とみなす場合には、非営利組織とは何かをあらためて明らかにする必要が生じるのである。いいかえれば、協同組合を非営利組織のひとつとして位置づけられるとするのであれば、協同組合を非営利組織として位置づけることのできるような非営利組織像を提示できなければならぬのである。社会的経済の議論に依拠して協同組合を非営利組織として位置づける場合においても、非営利組織とは何かということをあらためて明確にしておく必要があるといえるのである。

3. 「市民」的非営利組織と協同組合

協同組合を非営利組織として位置づける試みとしては、社会的経済の議論に着目するもの以外では、非営利組織の市民性に着目するものがある。ここでは、協同組合を「市民」的非営利組織として位置づけている論者のひとり佐藤慶幸の理論をみていくことにしよう。佐藤は、まず「今日、第三の経済活動の領域として市民的非営利事業体が、人々の働く場とし、『私』的、『公』的セクターに対して『共』的セクターとして注目されるようになってきた。協同組合セクターが『共』的セクターを形成するのである」と述べ、現代社会において協同組合を中心とする「共」的セクターが注目されるようになってきた現状を述べている。そして、非営利組織については、「私的セクターからも公的セクターからもコントロールされない自立した市民の非営利組織である」ということを分類の基本的な視点におき、市民的非営利組織を「非営利的な経済活動を行う市民事業体」と「経済事業活動を行わない市民活動団体」に分類している。なお、協同組合は前者に属し、非政府組織(NGO)に属するボランティア団体、各種市民団体や社会運動体、文化団体、学術団体などは後者に属するとされる。

そして、前者を「共」的セクター、後者を「社会的セクター」としたうえで、「共的セクターと社会的セクターに属する事業活動と市民活動は、NPOに分類されるものである」と位置づけるのである。また、一般に非営利組織に分類される日本の公益法人については、「アメリカのNPO（アメリカでは法人化されたものをいう）をモデルにしてできたものであるが、しかしその大部分が、たとえば財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人などのように、それぞれの法律によって規定され、しばしば市民的公共性的領域から離脱するのみならず、この本来は民間の公益法人に官が進出し、行政の肥大化の抜け道や、官のみならず民間企業や労働組合などの役職者の天下り先に利用されているのである」〔佐藤（1996）78-80頁〕と評されている。

以上の主張は現代社会において非営利組織が必要とされている現状に基づいて導き出されたものであることがいえよう。この点に関して佐藤は「今日、非営利的な市民事業体と市民活動がNPOとして注目されているのは、物を効率的に生産し、資本の増殖を自己目的とする資本主義のエンドレスの経済成長主義が、人間を資本増殖のための手段と化し、人と人との、人と自然との豊かな関係を解体し、公害・環境問題を生み出すことによって、人類を存亡の危機に直面させているからである」と述べている。このような観点は以下のような現代社会の認識に依拠している。すなわち、現代において「社会の位相は、物をより多くつくるより多くを消費するという位相から、人ととの関係をより豊かにするという対話的コミュニケーションの位相への移行が主題化されつつ」あり、「この移行を象徴しているのが、共的セクターと社会的セクターに属するNPOの活動である」〔佐藤（1996）81頁〕と佐藤は述べるのである。

さて、本稿の論点である協同組合と非営利組織との関係を理解するという視点からみれば、以上の主張はどのように理解できるであろうか。佐藤によれば、協同組合は「共」的セクターを担う非営利的な事業体として位置づけられており、共的セクターと社会的セクターに属する事業活動と市民活動が非営利組織に分類されている。したがって、協同組合は非営利組織のひとつとして重要な位置を占めていることができる。そして、以上の主張は、協同組合およ

び非営利組織の特徴を市民性から理解している点で、協同組合や非営利組織の意義を的確に把握しているということができよう。

ところで、非営利組織を市民性の観点から位置づける試みは、佐藤の理論以外にも見出すことができる。「社会的使命」という観点から非営利組織を位置づけようと試みている藤井敦史は、佐藤と同様に非営利組織の市民性に着目している論者と/orすることができる。藤井は、ジョンズ・ホプキンス・グループによる非営利組織の定義を紹介したうえで、その定義の問題として「要素主義的な傾向が強い」という点をあげている。すなわち、その定義は「五つの要素を提示したが、なぜ、それらの要素で必要充分なのか、最も本質的な要素は何であるのか、あるいはそれらの要素間の相互関係はどうなっているのかといった諸点を不明確なまま残している」〔藤井（1997）6頁〕という問題があるとするのである。藤井は、このようにジョンズ・ホプキンス・グループの定義を踏まえたうえで、非営利組織を以下のように定義している。「NPOとは、基本的に社会的使命を持った自発的連帶組織であり、社会的使命を実現するために一定の組織としての制度化を伴い、並びに、社会的使命が営利動機や行政補完化、官僚制化・寡頭制化等の圧力に歪められぬよう、利益の非配分、政府（行政）からの独立性、一定の民主的な運営といった仕組みを要する組織と考えることができるのである」〔藤井（1997）8頁〕。そして、非営利組織と協同組合の関係については「社会的使命をもった自発的連帶組織」という観点から両者の共通性を見出している。具体的には、協同組合が利益非分配の原則によって非営利組織から除外されている点に関しては「協同組合自身にも出資利子制限や『不分割社会的資本』等の『非営利』の仕組みが存在することに注意すべき」であると主張し、また「協同組合が『共益』を目指すもので、閉鎖的なメンバーシップ内部の利益を追求するものであるから、NPOではない」とされる点に関しては、「今日の協同組合の流れの中には、生協やワーカーズ・コレクティブ（ワーカーズ・コープ）を中心に新しい動きが出てきていることに注目すべきである」と述べて、ICAにおける議論や国内外の新しい協同組合の事例を提示している。結論的には、「全ての協同組合とはいえないものの、生協やワー-

カーズ・コレクティブ等を社会的使命を持った自発的連帶組織として、NPOと同じ地平で捉えることができるのではないだろうか」としたうえで、「協同組合は日本でのNPOの成立・発展を展望しようとする際、極めて重要な位置にあることは否めないのである」〔藤井（1997）8-9頁〕と述べるのである。

それでは、以上のように非営利組織および協同組合を市民性の観点から理解する理論はどのような意義と問題点を有しているのであろうか。まず、その意義は市民性を軸として協同組合の現代的意義と今日の非営利組織の意義とを結びつけた点にあるといえる。市民性から協同組合を論ずることは協同組合の現代的意義を考慮して理論を開拓することを可能にしており、また、市民性の観点から非営利組織を説明することによって、非営利組織を単に「営利でない」組織として把握するのではなく、また利益非分配から説明するのではなく、非営利組織とは何かという点を積極的に明示することを可能にしているのである。さらに、米国の非営利組織理論を単に模倣することなく、日本の現状にも即して非営利組織の存在を説明している点も、非営利組織の活動を理解するうえで重要な点であろう。米国の非営利組織理論に依拠すると、市民性から逸脱して官僚制化した組織などを含むことになり、今日の非営利組織の意義にそぐわない組織を非営利組織とみなすことになってしまうからである。いずれにせよ、市民性を軸として非営利組織と協同組合を理解することは、それぞれの意義を的確に把握しているという点で、有意義な理論であるということができる。

だが、一方では、さらに検討を深めなければならない点も残されている。それは、第一に、協同組合の営利性をどのように理解するかということである。この点は、社会的経済論から協同組合と非営利組織の関係を論ずる場合にも問題となつた点であった。協同組合と非営利組織の関係を論じる場合には、協同組合の民主性および市民性の側面が強調されることは当然である。しかし、その場合においても、常に協同組合の営利性の側面をないがしろにすることはできない。協同組合は常に「運動と事業の統一」を目指さなければならぬという点を見逃してしまえば、協同組合の特質を理解することは不可能である。営利性を備えながらも民主性や市民性を有した協同組合という存在を非営利組織

として位置づけることの意義はどこにあるのかを明らかにする必要があるだろう。今日、株式会社に代表される営利企業においても、企業市民として市民性を発揮することが求められている¹⁹⁾。すなわち、営利性と市民性の双方を発揮することが求められているという点では、協同組合も株式会社も同様であるということができる。したがって、なぜ協同組合が株式会社とは異なり非営利組織として位置づけられることができるのかを明確にしておく必要があるわけである。この協同組合の独自性については、藤井が「出資利子制限や『不分割社会的資本』等の『非営利』の仕組み」に言及しており、この「非営利」の仕組みの実現をどのように保証するのかという議論がひとつの大きな論点になると思われる。この点に関しては、次項においてあらためてとりあげることにしたい。

第二の点は、市民性の理解と関連してくる。佐藤も藤井も、市民性や市民社会のあり方（今日の理念型としての社会のあり方）を考えるうえで、ハーバーマス（Habermas, J.）の理論に依拠している。ここでハーバーマスの膨大な研究の是非について明らかにすることは不可能であるが、非営利組織と協同組合の関係から市民性および市民社会を理解するうえで考慮すべき問題点についてのみ明らかにしておきたい²⁰⁾。佐藤は、現代社会を考えるうえで「対話的コミュニケーションの位相」というものを重視している。佐藤によると「産業化によって解体されてきた〈社会〉－人々の連帯・協同の位相－を、伝統主義的な共同社会とは質的に異なる結合原理によって形成し、この〈社会〉の位相が『私』的および『公』的セクターとの対話的コミュニケーションを要求することで、この両セクターの目的合理性の論理をコミュニケーション的合理性によって制御するように働きかけねばならない」のであり、「われわれのいう〈社会〉の位相とは、ハーバーマスがコミュニケーション的行為論において類型化した言語を媒介とした相互行為－事実確認的、規範規制的、演劇的、そして発言の妥当要求をめぐる討議としての対話的行為－によって構成される位相を意味する」のである。なお、この位相は、社会的セクターとして名づけられ、「この社会的セクターを人々の間に成り立たせる背景知として『生活世界』という概

念が用いられてきた」[佐藤（1996）213頁] ということになる。また、藤井においては、非営利組織や協同組合を「市民社会」の組織的基盤として捉えようとしているが、その際にハーバーマスによる「市民社会（Zivilgesellschaft）」概念が援用される。すなわち、「ハーバーマスによる新たな市民社会概念は、従来の国家対市民社会の二項図式ではなく、システムとしての国家（行政）と産業社会に対する生活世界を基盤とした市民社会という三項図式を前提とする、連帶をメディアとした『自由な意志にもとづく非国家的・非経済的結合』」[藤井（1997）10頁] であり、非営利組織や協同組合は、この「市民社会」の形成にとって重要な担い手と考えられるとしているのである。いずれにせよ、佐藤も藤井もハーバーマスによる理念型としての「市民社会」の概念に基づいて、非営利組織や協同組合の存在を説明しようとしていることができよう。このことは、非営利組織や協同組合のあり方の理念型を提示しているという意義を有している。しかし、一方で現実にこの理念型のゆがみを生ぜさせている要因を除去していく試みも必要であると思われる。つまり、どのようにすれば理念型としての市民社会を実現することが可能であるかが重要なのである。佐藤や藤井によって分析されている非営利組織や協同組合の活動は理念を現実化したと考えられる実例であり、その内容を検討していくことはもちろん重要な意義を有しているのであるが、理念型をゆがめさせている側面を是正していくことも必要である。現代社会においては、株式会社に代表される営利企業の活動とそれを支えるシステムが理念型の現実化をはばんでいる側面があるということができる²¹⁾。したがって、既存の営利企業のあり方を批判するという視点を捨象すべきではなく、既存の営利企業の代表的な存在である株式会社のあり方をあらためて問い合わせていくことが必要であるといえるのである。すなわち、株式会社を代表とする既存の企業形態のあり方を吟味し、企業の新しいあり方を模索するという観点を組みこんで非営利組織や協同組合は論じられるべきなのである。ハーバーマスの理論に依拠することによって、理念型としての「市民社会」のあり方を提示することは、現実を理念に近づけようとするうえでの目標を明確化するという利点があるが、一方で現存する理念型のゆがみを認識

し、是正する策を模索することも必要であるといえるのである。

4. 協同組合の営利性

これまでの議論においては、協同組合の民主性や市民性の側面を強調するのに対して、協同組合の営利性の側面を的確に示せていないという問題点があると思われる。そこで、続いて、協同組合の営利性について、協同組合の本質に迫っている角瀬保雄の立場を手がかりに検討してみよう。角瀬は、協同組合の基本的性格をめぐって、非営利組織説と営利組織説とに分かれている現状を指摘し、非営利組織説は、「十分な理論的根拠が明らかにされないまま、アприオリに、あるいは法規定をもって非営利組織としているのが一般的であると思われる」と述べている²²⁾。そしてその法規定は「協同組合はそもそも人々の相互扶助（mutual help）を出発点としており、資本主義の営利原則＝利潤原理と全く相いれないものとする一般の見方」と一致しているものの、実際には、「今日、協同組合は誕生当時の市場外の存在から市場内の存在へと大きく発展してきており、構成員の所有から分離独立した社団それ自身の資本形成が進むと、それだけでその機能と行動を十分説明し尽くせるかとなると、疑問が生まれないわけにはいかない」と述べるのである。また、「協同組合が相互扶助ないし経済的助成を目的とするということから、協同組合の企業経済的側面を非営利組織（nonprofit organization）と規定する通念」に対しては、「この前半は正しいが、相互扶助であるということは利潤原理と両立しえないものなのであろうか」と疑問を呈している。そして「資本主義経済の客観的な現実から出発して、協同組合における企業経済的側面の実質の分析を進めるという立場に立ってみると、協同組合も一面では資本主義企業と共通した経済法則に支配されているというその矛盾を否定することができず、この矛盾の解明を通じてはじめて、その積極的意義が明らかになる」〔角瀬（1993）7頁〕とするのである。

さらに、「非営利」という言葉自体の説明に関しては、「非営利法人とされるものが営む事業の目的、態様、規模は各種各様で、慈善事業、社会福祉事業の

ように本質的に営利事業としてはなりたたないものがあるが、他方、教育のように営利企業でも不隨的に（ママ）行っているものがあり、さらに鉄道、放送のように営利企業と競合する事業も含まれ」ことから、「非営利と営利とを區別する基準となるのは、その事業を遂行するための経済活動の性格に求められる以外にはない」とし、「非営利組織の事業のために必要とされる支出財源は、事業活動以外の源泉から確保されなくてはならない」とするのである。そして、「市場の中での私企業との競争の下におかれているものについては、市場の法則に従わなくてはならないという意味において、すなわち価格メカニズムを通して利潤を獲得することによって初めて経営体としての組織の維持・発展が図られるということから、協同組合は営利を目的とするものではなく（not-for-profit organization）が、非営利（nonprofit organization）でもなく、利潤獲得を必要とする企業（profit organization）であるといわなくてはならない」〔角瀬（1993）8-9頁〕と結論づけるのである。

以上のように、角瀬は、協同組合が利潤原理と相いれないという考え方方に異を唱えている。すなわち、協同組合の重要な一側面である営利性を考慮して、協同組合においても資本主義企業と共通した経済法則に支配されている点を明示しているのである。前項までに述べてきた理論においては、少なくともこの協同組合の営利性の側面が重要視されていないという問題があったといえる。角瀬が述べた点を考慮すれば、単純に協同組合を非営利組織とみなすことには問題があるということになる。だが、一方において角瀬の論述では、非営利組織の「非営利」概念を狭く理解している点に問題がある²³⁾。少なくとも、今日の非営利組織に関する議論は、単に「営利ではない」組織のことをさして論じられているのではないことに留意すべきである。このような把握では、非営利組織という言葉のさす領域が非常に漠然としたものとなり、分析の意味がなくなってしまう。そもそも非営利組織という言葉は積極的にある組織を説明する言葉ではない。したがって、非営利組織の定義は、非営利組織が重視される現状を分析する必要に応じてなされなければならないということになる。そして、今日の非営利組織の意義は、株式会社に代表される既存の営利企業においては

実現することの難しい民主性および市民性の側面を非営利組織が実現できる可能性を有している点にあるといえるのである。だが、このことは市場の法則の規制を軽視できることにはならないことはあらためて強調しておきたい。つまり、角瀬が述べているように「協同組織の経済的関係を問題にするとき、その『利用』はモノやサービスの直接的な利用や無償関係の利用ではなくあくまでも商品関係を媒介にした、つまり市場関係を媒介にしたものなのであって、その限りでは商業資本との共通性を否定することはできない」のである。このような市場の法則は、組織内での協同労働にも影響を及ぼす。すなわち、協同組合事業の「大規模化に伴う無償労働の有償労働化によって、主要には雇用労働に依存しなくてはならず、ここでも労働市場での市場価格の規制を免れることはできない」〔角瀬（1993）9頁〕のである。しかし、このような市場価格の規制は、協同組合以外の非営利組織においても免れることはできないといえよう。非営利組織においても、常勤の職員が雇用される場合や会費によって収入を賄う場合には、市場原理を無視して活動を行うことは不可能である。つまり、市場の規制を受けているか否かは、非営利組織であるかどうかを判断する基準としてふさわしくない。今日、非営利組織といえども市場の法則の規制から完全に免れることができず、この点に関して協同組合と非営利組織とは同様の状況にあるといえるのである。

ところで、このように営利性をもった協同組合と営利企業の代表格である株式会社との相違点はどこにあるのであろうか。この相違点にこそ協同組合の特徴がよくあらわれるということができる。角瀬は「協同組合は経済民主主義の立場から、不公正な独占的な利潤の追求や『後は野となれ山となれ』という手段を選ばぬ金儲け第一主義の反社会的な利潤の追求に反対し、社会的に有用な労働を効率的に遂行することによって利潤をえるのであり、それが超過利潤となってもなんら問題はない」〔角瀬（1993）11頁〕と述べている。このことは協同組合が社会においてどのような働きをすべきかを明確に示しているということができる。だが、ここで最も問題とすべきことは、どのようにすれば不正な利潤追求ではなく社会的に有用な労働を効率的に遂行することによって利潤

を生み出していくことができるか、ということである。この観点にたつと、協同組合が株式会社に代表される営利企業と異なった独自の特徴を持っているということが重要になる。この特徴を理解する手がかりが、前項でも触れた協同組合の「不分割社会的資本」等の仕組みである。この点は、堀越芳昭によって詳しく分析されている。堀越は、協同組合資本の特質を可変性（個別性）と社会性から説明している。協同組合資本の可変性とは、出資金の特質を明らかにしたものであり、「協同組合の資本は組合員の増減とともに増減する」〔堀越（1989）23頁〕ということをさす。協同組合資本の社会性とは、その積立金が「不分割（indivisible）かつ社会的目的の共同財産（collective property）」を形成するという特質を持っているということを意味し、「組合員個人には分配されない共同所有の資本であり、不分割であり、解散時における残余財産は社会的公共目的あるいは協同組合運動の発展のために使用されることが条件になる」〔堀越（1989）47頁〕ものである。そして、堀越はこの協同組合資本の可変性（個別性）と社会性について次のように述べている。「協同組合の特質（可変性と社会性）は、資本主義社会において支配的な資本=『自己増殖する価値』、『資本賃労働の支配被支配関係』の資本とは根本的に異質のものであり、そのような意味において協同組合の資本は厳密にはもはや資本ということができない。むしろ協同組合の資本は資本主義社会において支配的な資本を超克する可能性をもった『資本』ということができる。すなわち、『資本が人を支配する』ことから『人が資本を支配する』方向への転換である」〔堀越（1989）89-90頁〕。このような主張に対して、角瀬は、堀越の主張が「資本の機能をみず、出資金の特質、その調達形態の特質のみをもって資本の規定をしようとしているもので、問題を含むものといわざるをえない。それは文字通り『特質』の摘要であっても、それ以上のものにはなっていないのである」〔角瀬（1993）12頁〕と批判している。確かに、現実においては、協同組合は市場関係を媒介にして事業を行うのであり、その場合には、市場の法則に規制され、また市場関係を無視することもできない。角瀬が述べているとおり「自由で公正な市場で超過利潤を追求することは、株式会社であれ、協同組合であれ、どの資本にも

許される」[角瀬（1993）10-11頁] のであり、この点で協同組合はまさに資本としての機能を果たしており、堀越のように協同組合は資本ではないという必要はないであろう。ただし、どのようにすれば不正な利潤追求ではなく社会的に有用な労働を効率的に遂行することによって利潤を生み出していくことができるか、という観点にたつと、協同組合の資本が可変性・社会性などの特質を持っていることは重要である。協同組合の資本が有する可変性・社会性などの特質は、不正な利潤ではなく、社会的に有意義な形での利潤の取得を可能にしている仕組みであるということができるからである。したがって、この協同組合の資本の特質に着目してこそ、協同組合がもつ社会的な意味に到達できるといえるのである。そして、この仕組みにこそ、株式会社と協同組合の違いを見出すことができるであろう。なお、協同組合が資本であるからといって、必ずしも協同組合が非営利組織ではないということにはならない。今日の非営利組織論においては、単に「営利ではない」組織が論じられているわけではないからである。

ところで、現実においては、以上に述べてきた協同組合の仕組みによっても、不正な利潤の追求を防ぐことができず、社会的に有意義な形での利潤の取得の実現が達成されていない場合が生じていることに留意すべきである。この点は、近年の協同組合の不祥事に垣間見ることができる。つまり、既存の協同組合の仕組みのみでは、必ずしも社会的に有意義な利潤の取得の実現をのぞめないのである。民主性という理念をもちながらも、その理念が形骸化するという問題は常に生じてくる。この問題をどのように克服するかということは、常に検討されなければならない。そして、不正な利潤の追求を防ぐという意味においても、協同組合の営利性の側面を認識したうえで、民主性の側面を実現していくことが重要となってくるのである。市場の原理にさらされながらも、民主性の実現を保証する仕組みを模索していくことが必要とされている。この作業を進めるうえで、株式会社とは異なる企業形態である協同組合や非営利組織のあり方を探ることが必要とされているのである。

III おわりに

以上、非営利組織と協同組合を結びつけようとする試みとその試みに関連する議論を整理してきた。ここでは、以上に整理してきた議論を踏まえて、非営利組織と協同組合を結びつける試みの意義と残された課題をまとめておくことにする。まずは、社会的経済の議論に関わる点を述べることにしよう。非営利組織は、民主性という特色を有している協同組合との接点を見出すことによって、その意義をより豊富なものとすることができるといえる。そしてこの観点に基づけば、社会的経済の議論は、民主性を軸に協同組合や非営利組織を論じており、協同組合の現代的意義や今日の非営利組織の意義を的確に示しているという点で有意義であるといえる。社会的経済の議論は、米国の非営利組織理論で注目度が低かった民主性の観点を組み込むことによって、非営利組織および協同組合の意義を的確に示すことに成功しているのである。ところで、社会的経済の議論には、さらに本稿でこれまで触れていない重要な特徴があるといえる。それは、非営利組織や協同組合を政治経済学的視点から理解することにつながる。ここでは、今後さらに検討すべき課題として以下の二つの点を指摘しておきたい。第一の点は、現代社会が、先端技術の驚異的な進展とは裏腹に失業者の増大に悩まされている点と関わってくる。技術革新に伴う失業増大を解決する策として、非営利組織や協同組合などの諸組織によって構成される部門を活用することが提唱されはじめている²⁴⁾。社会的経済は、株式会社に代表される従来の営利企業を中心とした経済のあり方をあらためて問い合わせ直す側面が強く、今後さらに議論を深める必要があるといえよう。第二は、今日の民営化や規制緩和の動きと密接に関連する。利潤原理や競争原理を導入することによって経済効率を高めることを目的として、民営化や規制緩和が進められている。しかし、例えば、民営化の場合、従来政府部門が担ってきた役割を単に市場原理にゆだねてしまってよいというわけではない。なぜなら、「公共機能を民営化するわけであるから、そこには民間部門の公共化・社会化という面も出てこざるをえない」からである。つまり、今日の政治経済状況は「公共部門は公共

性、民間部門は営利性という割り切りが簡単にできなくなる」〔加茂（1992）40頁〕という性質があるのである。このような状況において、社会的経済の議論は、従来の公共部門や民間部門といった枠組みとは異なる新たな枠組みを提示する可能性を持っていることができる。EUが社会的経済を政策課題として重要視しているのは、以上の諸点が考慮されている側面があるのでないだろうか。

続いて、「市民」的非営利組織に関する点について述べることにしよう。この議論は、非営利組織を市民性という特徴を軸に理解しようとした点で優れている。これまで、非営利組織は、その言葉自体が何らある組織を積極的に明示していないこともあり、曖昧な概念のまま使用されてきた。非営利組織の「非営利」という言葉に振り回されることなく、非営利組織の重要な性質のひとつとして市民性を提示したことは、近年非営利組織の活動が活発化している現状に即した主張であるといえよう。また、この市民性を基準に非営利組織を理解すれば、協同組合を非営利組織と結びつけるうえで両者の意義に基づくことができるという利点もある。しかし、他方で、市民性を軸に非営利組織を理解する場合に、果たして非営利組織という言葉を使用する意味があるのか、という問題が生じる。すなわち、非営利組織という言葉では、今日の非営利組織の意義を表現することができず、概念上の混乱が絶えないという問題があるのである。この点に関しては、例えば、藤井敦史は民事事業組織という言葉を使うことを試みている〔藤井（1997）10頁〕。非営利組織という曖昧な言葉が使用され続けている限り、新たな用語を生み出そうとする試みはくり返されるであろう。ただ、非営利組織という言葉が他の言葉に置き換えられるかどうかは、今後の非営利組織論の動向によって左右されると言わざるを得ない²⁵⁾。ただし、以下に述べる点を考慮すれば、必ずしも非営利組織という言葉に固執しなければならない理由はないようにも思われる。

非営利組織という言葉が、妥当であるかどうかの決め手は、非営利組織の「非営利」概念をどのように把握するかにある。既述のとおり、従来の米国を中心とする非営利組織理論においては「非営利」概念は「利益非分配」から説

明されており、協同組合の「非営利」の仕組みの説明としては協同組合資本の「不分割社会的資本」からなされる例が見出せる²⁶⁾。ところで、ここでは、非営利組織においても協同組合においても利益があがることが前提となっていることに注意しておきたい。つまり、事業の遂行に伴って生じた利益をどのように扱うかということがポイントとなっているのである。そして、どのような方法で利益をあげるかということや、生じた利益をどのように扱うかということが問題とされるのである。つまり、「非営利」の仕組みとされていることは、換言すれば、「営利」の仕組みということができるのであり、どのような方法で事業遂行に伴う利益を扱うかが問題となっているのである。したがって、非営利組織および協同組合の特質を考えるうえでは、「営利」とは何なのかを考慮していく必要がある。本稿において、協同組合の営利性について言及したこと、「営利」とは何かについて明らかにする必要性があるということに基づいているのである。そして、この「営利」とは何かという観点によれば、既存の代表的な営利企業形態である株式会社における「営利」の仕組みをあらためて検討することも必要になる。つまり、各企業形態における「営利」の仕組みを分析し、そのメリットとデメリットを検討していくことが必要となるのである。さらに、付言すれば、各企業形態の比較分析は、「営利」の仕組みのみならず、各企業形態における意思決定の仕組みについてもなされなければならないであろう。その必要性は、本稿で常に重要視してきた民主性の観点や市民性の観点を各企業に根付かせるということに関わっている。いずれにせよ、非営利組織および協同組合の分析は、株式会社など他の企業形態との比較を行い、新たな企業形態のあり方を模索するという観点を組み込むことによって、一層有意義なものとなるということができるであろう。すなわち、今後の非営利組織および協同組合の研究は、以上に述べたように企業形態の比較という側面を取り入れていくことが必要であるといえよう。本稿で整理し検討してきた理論は、主に経済学的および社会学的に展開されているといえるが、その成果を踏まえたうえで企業形態の比較という観点からの分析を行うことが必要とされているのである。

注

- 1) ICA マンチェスター大会で採択された「声明」とその声明に関する論議については、さしあたり日本生活協同組合連合会（1996）を参照されたい。
- 2) 野原敏雄は協同組合の価値論議を踏まえたうえで、現代の協同組合が多様な事業分野で発展していることを指摘している〔野原（1996）4頁〕。
- 3) 福祉に従事する協同組合の活動に関するレポートとして、生協総合研究所（1996）がある。
- 4) 民主性および市民性の概念について詳細に論じる余裕はないが、さしあたり本稿ではこれら二つの概念とその関係を以下のように理解しておくことにする。まず、ある組織において市民性が発揮されている状態とは、組織の構成員が主体的に組織の活動に関わっていることをさす。そして、ある組織における民主性とは、組織の構成員が意思決定に参画することを意味し、市民性を体现する前提をなすものである。ただし、眞の民主性を体现するため、すなわち、民主性の形骸化を防ぐためには、市民性の側面の発揮が欠かせず、この意味において、民主性および市民性の概念は、相互依存的な概念であり、かつ重複した概念であるといえる。協同組合についていえば、従来重視してきた民主性の側面に付け加えて、市民性の側面を発揮することが求められるようになってきたということができるが、そもそもこれら二つの概念は不可分のものであり、明確に分離して論ずることは不可能である。したがって、本稿においては、以上に述べたことに基づき、協同組合の重要な特徴である民主性および市民性の用語をよりふさわしい状況で使用することに努めているが、あくまでもその区別は便宜上のものである。なお、以上の二つの概念は、ここで述べた組織レベルのみならず、社会全体のレベルでも適用可能であることはいうまでもない。
- 5) 非営利組織という用語は、二通りの用法に大別することができる。この点については富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実』の「はじめに」においてなされている区別が参考になる。その著作では非営利組織という言葉は次の二通りの意味で用いられている。「1つは、上述の〈社会的経済〉論で使用される〉『アソシエーション』に対応するもので、協同組合と共済組織という自助組織と区別され、自分たちだけでなく主として『他者を助ける組織』という意味合いで用いられる。これは狭義の『非営利組織』である。もう1つは、協同組合、共済組織、アソシエーションなどの非営利目的の組織を総括して『非営利組

織』という言葉が用いられる場合である。これは広義の『非営利組織』である」[富沢・川口(1997)4-5頁〈括弧内引用者〉]。

今日の非営利組織に関する議論の錯綜状況は、この二通りの用法が混同して用いられており、論者によって様々な使われ方がなされている点にあるといえる。今日の非営利組織に関する議論の活発化は、狭義の「非営利組織」のみならず広義の「非営利組織」の活動が、現代社会において重要な位置を占めるようになりつつあることに起因しているものといえる。したがって、非営利組織論においては、広義の「非営利組織」を念頭におくべきであり、本稿においても、広義の「非営利組織」とはどのように規定されるべきかを、非営利組織が現代社会で重要視される現状に基づいて論じているのである。ただし、この広義の「非営利組織」は、狭義の「非営利組織」と混同されることが多く、必ずしも用語として適當なものであるとはいえない。現段階では、広義の「非営利組織」をさし示す言葉として「非営利組織」という用語が一般的に使用されているが、今後、特定非営利活動促進法案(国会で審議中)が成立すれば、法律にもとづいて設立された組織のみを非営利組織と呼ぶような場合が生じることも予想され、さらに用語の混乱を招くおそれがある。このため、広義の「非営利組織」をさす新たな用語を使用しようとする例もあらわれはじめている。この点については、本文の「おわりに」および注25)も参照されたい。

- 6) Hansmann(1987)p.34. なお、ハンスマントは、消費者協同組合として組織された相互保険会社は契約の失敗に対応するものであるとして、例外的に非営利組織とみなしている。このことからも、ハンスマントが非営利組織の存在根拠として契約の失敗を重視していることがわかる。
- 7) 契約の失敗は、具体的には次のような場合に生じる。すなわち、例えば、消費者が購入するサービスの質や量を正確に評価できない場合、利潤を追求する私企業では消費者と約束したのより低い水準のサービスを供給することによって利益を得るインセンティヴと機会を得るのである。この点については、Hansmann(1980)も参照されたい。
- 8) 本稿においては、非営利セクターという用語は、単に非営利組織が活動する部門という意味合いで使用している。ただし、非営利セクターという用語を使う場合には、営利企業のセクターや政府のセクターに対峙する働きをするという意味合いで使うことによって、新たな意義を付加しようとする試みがあることに注意しておきたい。この点に関しては、協同組合の活動を協同組合セクターとして位置づける試みが参考になる。例えば、ICAの1966年大会において「協同組合間協

同」の項目が新たに原則に盛り込まれるようになったことや ICA の 1980 年大会における「レイドロー報告」において協同組合セクター論が展開されていることは、協同組合のセクターとしての機能を積極的に位置づけようとしていることのあらわれとえることができる。この協同組合セクター論にならって、非営利組織や協同組合を非営利・協同セクターとして位置づけようとする試みもあり、その是非はあらためて検討する必要があるといえよう。

- 9) Salamon and Anheier (1996) p. 16. ところで、「利益非分配」の要件は、必ずしも協同組合を非営利組織から除外する理由にはならないという点に留意しておく必要がある。本文中で後述するが、協同組合の資本の特質は「不分割社会的資本」として説明されることがあるが、この「不分割社会的資本」の概念は「利益非分配」と同様の特質を有しているということも可能である。堀越芳昭は、協同組合における「不分割社会的資本」の概念を扱った論文において、「不分割社会的資本」の「不分割」を「非分配」とすべきであるという意見があることを紹介している〔堀越（1995）53 頁〕。
- 10) 例えば、跡田（1993）31–32 頁、電通総研（1996）24–25 頁、山内（1997）32–34 頁など。
- 11) ベンナーの消費者コントロールの理論は、本文中で述べたベンナーとヴァンホーミセンの理論以前のものであるが、企業内における利害関係に着目している点でこれら二つの理論は基本的に同様の特徴を有していることができよう。
- 12) ベンナーは、生産者協同組合についても労働者と企業の所有者の利害の対立を内部化できる点に着目している [Ben-Ner (1987) p. 434]。
- 13) 米国の非営利組織理論の問題点ならびに米国の非営利組織理論を日本の非営利組織にあてはめて論ずることの問題点については、橋本（1998）を参照されたい。なお、そこでは、非営利組織の存在は情報問題からのみでなく市民性の観点を組み込んで説明されるべきであることが述べられている。
- 14) 例えば、ドラッカー（Drucker, P.）は、非営利組織の重要性を指摘するうえで、市民性の重要性を強調している [Drucker (1993) pp. 171–172]。また、サラモンは、非営利組織の存在が「市民社会（civil society）」にとっての必須の条件として認められるようになったことを指摘している [Salamon (1992) pp. 9–10]。なお、協同組合の現代的意義を説明する際にも述べたが、民主性と市民性の二つの概念は不可分ということができ、非営利組織においても市民性のみならず民主性の側面も重要であるといえる。
- 15) Defourny (1992) の邦訳書 199 頁から引用。ドゥフルニがベルギーの社会的経

済の動向について述べている論文は、フランス語で記されており、英語の要約が付されている。ここで引用した社会的経済の定義の邦訳は英語による要約の記述に依拠しているといえるが、社会的経済の定義についてフランス語による記述と英語による記述との間には違いがあることに注意しておく必要がある。フランス語の記述によると「社会的経済は、連帯・自治権・市民権などの価値を基盤にした組織形態によってなされた経済活動からなる」ものとされている。フランス語による記述と英語による記述の違いは、社会的経済を構成する組織が国によって様々であることによるものといえるであろう。そして、この違いは、社会的経済を支える文化や社会の基盤が国によって異なるということに基づくものと思われる。いずれにせよ社会的経済の概念は国によって様々な理解の仕方が可能である。この点は、社会的経済の議論における重要な問題であり、さらなる検討が必要である。なお、Defourny (1992)において社会的経済の定義が記されているのは、フランス語（本文）では p. 227、英語（要約）では pp. 253–254 である。

- 16) 社会的経済の起源については北島 (1997) を、また EU における社会的経済の議論については、富沢 (1995) および石塚 (1997) を参照されたい。
- 17) ジョンズ・ホプキンス・グループのサラモンとアンハイアーは、社会的経済の用語を使わない理由として、社会的経済の概念が協同組合を含んでいることをあげている [Salamon and Anheier (1992) p. 129]。なお、ジョンズ・ホプキンス・グループによる社会的経済の批判は、川口によっても取り上げられている [川口 (1994) 69 頁]。
- 18) 兼子厚之は、普遍化できる協同組合の発展条件として、協同組合の組織（運動）と事業の統一性、協同の主体形成、運動の先進性・革新性、事業体の経営力量の四点をあげている [兼子 (1992) 113–114 頁]。
- 19) 近年の企業市民の議論は、主として社会全体のレベルにおける企業の市民性に着目しているといえる。しかし、株式会社に代表される営利企業は、組織レベルにおいても市民性を発揮することが可能であり、その実現を保証するシステムを模索していくことが必要であると思われる。
- 20) ハーバーマスの「市民社会」概念をめぐっては様々な論争がなされている。その論争に関しては、さしあたり中村 (1996) を参照されたい。
- 21) 営利企業の代表格である株式会社の制度としての問題点については、奥村 (1997) を参照されたい。
- 22) 協同組合の法規定については、例えば、生活協同組合法の第 9 条では事業の種類を次のように定めている。「組合は、その行う事業によって、その組合および会

員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその活動を行ってはならない」。

- 23) 角瀬（1996）においては、協同組合と非営利組織を包含する概念として非営利・協同組織という言葉が使用されており、この言葉を使う理由が以下のように述べられている。「非営利・協同組織という言葉で、非営利組織の代表として協同組合を中心にはえながらも、それだけに限定せず、いわゆるアメリカ式の非営利組織をも広く包含したものを対象としていることを示そうとしているのである」〔角瀬（1996）1頁〕。このことは、協同組合と非営利組織の概念が重なりあっていることに基づいた指摘といえる。ただし、さらに角瀬は、今日協同組合の概念が拡大してきてることについて次のように指摘している。「伝統的に協同組合の概念は相互扶助による組合員利益、共益の追求を目的とするものとされてきたが、共益とともに社会的目的、すなわち公益の追求を目的とする協同組合が生まれてきていたのが今日の特徴で、協同組合の概念も拡大してきているのである」〔角瀬（1996）2頁〕。ところで、この点に関しては、方向は反対になるが、非営利組織の概念も拡大して理解されるべきであるという米国の論者の主張があることに注意しておきたい。一般に、米国の非営利組織理論においては、公益非営利組織に焦点をあてて分析が加えられてきたのであるが、共益非営利組織にも着目すべきであるという主張がなされるようになってきているのである。この点については、Smith（1993）およびO'Neill（1994）を参照されたい。いずれにせよ、以上のこととは、協同組合と非営利組織の双方の意義を把握しようとすると、両者の共通性が見出されるようになっていくことを意味しているということができるよう。
- ところで、角瀬は、以上のように非営利・協同組織という言葉も使っているが、この言葉が使用されている文脈においては、非営利組織は「事業活動以外の源泉から確保されなくてはならない」という考え方を取り下げられており、米国における非営利組織理論に依拠して議論が展開されているように思われる。ただし、どのように「非営利」概念を理解しているのかは明示されておらず、「非営利」概念を「利益非分配」から説明しようとしているのかどうかは定かではない。
- 24) 例えば、リフキン（Rifkin, J.）は、米国の非営利組織の動向や社会的経済の議論を紹介したうえで、これらを第三部門として位置づけ、その重要性を指摘している〔Rifkin（1995）〕。
- 25) 非営利組織という言葉を他の言葉に置き換える試みが進むかどうかは定かではない。なぜなら、非営利組織およびその略称であるNPOという用語は、一般的に普及されており認知度が高く、その社会的影響を考慮した場合に易々と他の言葉

に置き換えるわけにはいかないという状況があるからである。そして、このような状況においては、各論者がどのような議論をするかによって、用語の使用方法が変化するといえるからである。少なくとも、非営利組織を論ずる場合、各論者はどのような組織を意図して使用しているのかを明示すべきであろう。

- 26) 協同組合の「不分割社会的資本」の概念については、堀越（1995）において詳しく分析されている。そこでは、株式会社および公益組織との比較がなされており、「不分割社会的資本」の観点から株式会社制度を再吟味することによって、株式会社制度の改革に重要な示唆を与えることができると述べられている。この観点は、株式会社という企業形態のあり方を改革するうえで、協同組合や非営利組織といった企業形態を検討することの必要性を明示したものということができ、このように各企業形態の優劣を分析していくことは、今後の重要な課題といえよう。

参考文献

- 跡田直澄（1993）「非営利セクターの活動と制度」本間正明編『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済新報社、29-55頁。
- 石塚秀雄（1997）「EU統合と社会的経済」富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実－参加型社会システムを求めて－』日本経済評論社、104-115頁。
- 奥村宏（1997）『21世紀の企業像』岩波書店。
- 角瀬保雄（1993）「協同組合の企業経済理論序説－基本的価値・市場経済・経済民主主義」『経営志林』（法政大学）第30巻第2号。
- 角瀬保雄（1996）「非営利・協同組織の経営論序説」『経営志林』（法政大学）第33巻第3号。
- 兼子厚之（1992）「日本の生協の現状とその発展要因」大内力監修・生協総合研究所編『協同組合の新世紀－生協運動の新たな発展をもとめて』コープ出版、96-117頁。
- 加茂利男（1992）「ポスト福祉国家の公民関係－公共部門の国際・地域化と民間部門の社会化－」宮本憲一／自治体問題研究所第三セクター研究会編『現代の地方自治と公私混合体（第三セクター）』自治体研究社、24-42頁。
- 川口清史（1994）『非営利セクターと協同組合』日本経済評論社。
- 北島健一（1997）「社会的経済の思想と理論」富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実－参加型社会システムを求めて－』日本経済評論社、22-41頁。
- 佐藤慶幸（1996）『女性と協同組合の社会学－生活クラブからのメッセージー』文真堂。
- 生協総合研究所編（1996）『生協総研レポート No. 13 福祉を中心とした協同組合の新たな

- な役割－第1回、全国コミュニティ・コーポ研究会の記録－』生協総合研究所。
- 電通総研編（1996）『NPOとは何か』日本経済新聞社。
- 富沢賢治（1992）「社会的経済－協同組合運動がめざすもの」大内力監修、生協総合研究所編『協同組合の新世紀－生協運動の新たな発展をもとめて』コーポ出版、49-74頁。
- 富沢賢治（1995）「EUのエコノミ・ソシアル理解」『経済研究』（一橋大学）第46巻第2号。
- 富沢賢治・川口清史編（1997）『非営利・協同セクターの理論と現実－参加型社会システムを求めて－』日本経済評論社。
- 中村健吾（1996）「現代ドイツの『市民社会』論争－ハーバーマス、グラムシ、ヒルシュ－」『経済学雑誌』（大阪市立大学）第97巻第1号。
- 日本生活協同組合連合会編（1996）『21世紀を拓く新しい協同組合原則』コーポ出版。
- 野原敏雄（1996）『現代協同組合論』名古屋大学出版会。
- 橋本理（1998）「非営利組織理論の検討」『経営研究』（大阪市立大学）第48巻第4号。
- 藤井敦史（1997）「今日のNPO議論と協同組合－非営利セクター形成の視点から－」『研究月報』（協同組合経営研究所）1997年10月、No.529。
- 堀越芳昭（1989）『協同組合資本学説の研究』日本経済評論社。
- 堀越芳昭（1995）『協同組合における『不分割社会的資本』の概念－株式会社と公益組織との比較から－』『経営情報学論集』（山梨学院大学）第1号。
- 山内直人（1997）『ノンプロフィット・エコノミー－NPOとフィナンソロピーの経済学－』日本評論社。
- Ben-Ner, A. (1986) "Nonprofit Organizations: Why Do They Exist in Market Economies?", in Rose-Ackerman, S. (eds.) *The Economics of Nonprofit Institutions: Studies in Structure and Policy* (New York: Oxford University Press). (pp. 94-113)
- Ben-Ner, A. (1987) "Producer Cooperatives: Why Do They Exist in Capitalist Economies?", in Powell, W. (eds.) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook* (New Haven: Yale University Press). (pp. 434-449)
- Ben-Ner, A. and Van Hoomissen, T. (1993) "Nonprofit Organizations in the Mixed Economy" in Ben-Ner, A. and Gui, B. (eds.) *The Nonprofit Sector in the Mixed Economy* (The University of Michigan Press). (pp. 27-58)
- Defourny, J. (1992) "Le secteur de l'économie sociale en Belgique," in Defourny, J. and Monzon Campos, J. L. (eds) (1992) *Économie Sociale: Entre éco-*

- nomie capitaliste et économie publique – The Third Sector: Cooperative, Mutual and Nonprofit Organizations* (Bruxelles: De Boeck – Wesmael). (pp. 225–256) (ジャック・ドゥフルニ「ベルギーの社会的経済セクター」J. ドゥフルニ・J. L. モンソソ編著, 富沢賢治他訳『社会的経済－近未来の社会経済システム』日本経済評論社, 1995, 197–224 頁.)
- Drucker, P. (1993) *Post-Capitalist Society* (New York: Harper Business). (上田惇生・佐々木実智男・田代正美訳『ポスト資本主義社会－21世紀の組織と人間はどう変わるか』ダイヤモンド社, 1994.)
- Hansmann, H. (1980) "The Role of Nonprofit Enterprise," *Yale Law Journal*, 89, pp. 835–898.
- Hansmann, H. (1987) "Economic Theories of Nonprofit Organization," in Powell, W. (eds.) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook* (New Heaven: Yale University Press). (pp. 27–42)
- O'Neill, M. (1994) "Philanthropic Dimensions of Mutual Benefit Organizations," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol. 23, No. 1, pp. 3–20.
- Rifkin, J. (1995) *The End of Work: The Decline of the Global Labor Force and the Dawn of the Post-Market Era* (A Jeremy P. Tarcher/Putnam Book). (松浦雅之訳『大失業時代』TBS ブリタニカ, 1996.)
- Salamon, L. M. (1992) *America's Nonprofit Sector: A Primer* (New York: The Foundation Center). (入山映訳『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社, 1994.)
- Salamon, L. M. and Anheier, H. K. (1992) "In search of the nonprofit sector. I : The question of definitions," *Voluntas*, 3 : 2, pp. 125–151.
- Salamon, L. M. and Anheier, H. K. (1996) *The emerging nonprofit sector: An overview* (Manchester and New York: Manchester University Press).
- Smith, D. H. (1993) "Public Benefit and Member Benefit Nonprofit, Voluntary Groups," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol. 22, No. 1, pp. 53–68.